

令和3年第12回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年12月15日(水) 午前8時57分～午前9時38分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人) 2番 今 隆 俊

8 付議案件

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第48号 黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	事務局長補佐	大 溝 恵 水
	農政農地係長	福 士 博 幸
	主 査	外 川 勝 彦
	主 査	櫻 田 一 久
	主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ではありますが、出席予定の委員が全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、8番大平成年委員、10番佐藤孝文委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第28号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年11月受理分は、相続が3件、総面積21,493㎡、田が4筆6,398㎡、平畑が15筆12,517㎡、樹園地が8筆2,578㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第29号「農地法第18条第6項の規定

	による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第29号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号49番は、黒石字浄光寺の田ほか2筆合計6,002㎡を、賃借人の都合により、令和3年11月10日に合意解約したものです。 受付番号50番は、石名坂字桜清水の田、2,804㎡を、賃貸人の都合により、令和3年11月22日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第45号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第45号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が1件、所有権移転が2件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号8番は、袋字上野の樹園地2筆合計4,703㎡を、経営規模拡大のため、期間5年で使用貸借するものです。 受付番号9番は、牡丹平字大沢の樹園地、2,636㎡を耕作便利のため、期間10年で使用貸借するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号14番は、袋字村元の田、9筆合計6,963㎡を経営規模拡大のため、期間10年で賃貸借するものです。借人は、認定農業者で経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、貸人が農地法第3条の法定更新を希望したため、今回は農地法第3条での申請となっております。

	(3) 所有権移転です。 受付番号33番は、南中野字堰下の田、599㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号34番は、馬場尻北の田ほか、8筆合計20,093㎡を、孫へ生前一括贈与するものです。譲受人は20代で、農業経験も3年ほど祖父母の手伝いをしていたとのことで、農業次世代人材投資資金について農林課へ相談し説明も受けたそうですが、申請はせずに、祖父母から指導を受けながら営農していくことに決めたそうです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った6番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回申請があった農地について、去る12月7日、大平成年委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) の使用貸借権設定です。 受付番号8番は、経営規模拡大のための申請です。妻の兄からの貸借です。現況は樹園地で、譲受人は、りんごを栽培したいと強い意欲があり、りんご農家の譲渡人に相談し、譲渡人も高齢により経営面積の縮小も考えていたことから、今回申請に至ったものです。機械等は譲渡人から借入する予定で、譲渡人の指導を受けながら、まずは5年間使用貸借し、営農していくとのことです。 受付番号9番は、耕作便利のための申請です。現況は樹園地で、譲受人は、申請地の隣地を譲渡人から期間10年で使用貸借中であり、申請地を貸借することで農地の一帯利用が可能となることから、申請に至ったものです。りんごの栽培を行うとしており、収穫したりんごは、農協へ出荷するとのことです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号14番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は米の栽培を行うとしています。 (3) 所有権移転です。 受付番号33番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、取得後はそばの栽培を行うとしています。譲受人は、会社を経営しており、兼業農家として営農していくとのことです。忙しい時は、妻と従業員にも手伝ってもらおうとのことです。 受付番号34番は、贈与のための申請です。孫への経営移譲とのことで、農地を生前一括贈与するとのことです。現況は、田と平畑で、米とトマトの栽培を行っており、取得後も同様の経営が行われます。農業機械は祖父母から借入れするとのことです。農業経験は3年ほど祖父母の手伝いをしており、今後は

	祖父母の指導を受けながら営農していくとのことです。 今回申請があった５件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	３３番の申請が耕作便利となっておりますが、どういう理由で耕作便利になっていきますか。
工 藤 主 事	受付番号３３番の申請につきましては、第１１回総会において許可となった田の西側に位置しており、隣地であるため、耕作するのに便利であるということです。 先月の総会でも指摘がありましたが、譲受人が不法投棄の前例があるということで、前回も説明したとおり、事務局側でも経過観察していくことで考えております。
中田事務局長	この件に関しましては、櫻庭推進委員からも相談がありまして、春から、事務局と推進委員で現地を確認し、不法投棄等がないよう取り組んでいきます。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４５号は、原案のとおり決定いたします。 （櫻庭太志推進委員席に着く） 次に、議案第４６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査	議案第４６号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙１０ページから説明いたします。 受付番号１２番・１３番・１４番は、一体利用のため、あわせて説明いたします。 申請人は記載のとおりです。 土地表示は、上十川字柳澤、登記地目は田、現況地目は田及び畑、となっております。

	面積は4筆合計で1, 926㎡であり、露店駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 農地区分では、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った6番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回、5条申請があった土地について、去る12月7日、大平成年委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号12番・13番・14番は一体利用のため、まとめて報告します。 転用目的は、露天駐車場用地として取得し、利用するものです。 場所は、市立黒石中学校から北東へ約1.3kmに位置しており、周辺は宅地および休耕地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者はりんご移出業を営み、申請地は道路を挟んで事業所の隣地となっております。 従来、事業所敷地内に駐車場を設けていましたが、業務拡大による従業員増員のため駐車場が不足し、従業員からの要望や事業所構内の安全確保にも支障が出ているため、この用地を選定するに至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、南側は安定勾配の法面としたうえで、土砂流出の防止を行います。 なお、北側及び東側は道路を挟んで宅地、西側は休耕地ですので、周辺農地への影響はございません。 雨水については、地下浸透及び周辺の排水路に放流するとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声

議 長	ご異議がありませんので、議案第４６号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第４７号につきましては、２番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 （今隆俊委員退席） それでは、議案第４７号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第４７号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が９件、所有権移転が２件です。 別紙１２ページから説明いたします。 （１）賃借権設定です。 受付番号１０８番は、馬場尻南の田、６，９５８㎡を５年間１０ａ当たり１３，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１０９番は、馬場尻西の田、１１，２７９㎡を５年間１０ａ当たり１２，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１０番は、黒石字弥九郎の田、４，７０７㎡を５年間１０ａ当たり１２，０００円で再設定するものです。 受付番号１１１番は、上十川字北原二番の田、４，７２２㎡を１０年間１０ａ当たり１３，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１２番は、八甲の田、６，４９７㎡を１０年間１０ａ当たり１３，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１３番は、馬場尻南の田、２筆合計１３，８５４㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１４番は、馬場尻南の田、５，４２５㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１５番は、田中の田ほか、２筆合計４，９１４㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号１１６番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号１１６番は、赤坂字西田の田、４，３５９㎡を１０ａ当たり１４，９００円で１０年間の設定です。 （２）所有権移転です。 受付番号４５番は、高館字丁高原の樹園地、２筆合計３，０５７㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号４６番は、上十川字大野六番の樹園地、２，６９０㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。

		以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第47号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員席に着く) 次に、議案第48号「黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第48号は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定めた基本構想について、同法施行規則第2条の規定により、黒石市長から別冊のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別冊で説明いたします。 まず、基本構想について説明いたします。 「黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法により、当該地域において、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及び農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標並びに農業経営を図ろうとする者への支援措置の在り方等について、総合的な計画を定めることになっていることから、策定されるものです。 基本構想には、定めるべき必要な指標があり、所得目標、農業経営規模、生産方式、経営管理の方法等があり、認定農業者及び認定新規就農者の経営改善計画の認定基準になります。 また、農用地の集積に関する目標、農地中間管理事業の活用や利用権設定等促進事業が実施できるよう、必要な項目が記載されております。 基本構想は、農業の10年後のあるべき姿について、ビジョンを描くとともに地域農業の現状を的確に反映させることが必要なため、5年ごとに見直すこと、と法令で定められております。 県では、令和3年3月には基本方針が定められ、この基本方針を参照して、市では、令和4年をもって基本構想を見直すことになっております。 基本構想の本文は、40ページを超えるものであり、内容については、抜粋して要約し、見直し案の変更点を中心に説明いたします。 議案第48号別冊「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」抜粋資料をご覧ください。 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 農業の現状です。

2020年農林業センサスを参照しております。農業経営体数は1,188経営体で、2015年と比較して138経営体減少しております。また、遊休農地は増加傾向にある、としています。

2 農業の基本方向です。

農地の流動化に関しては、実質化された人・農地プランにより、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進める、としています。

3 育成する農業経営体の経営目標です。

農業所得の目標が定められており、現状は、世帯当たり530万円程度とあるものから、目標は、570万円とされております。

主たる従事者1人当たりの年間所得としてみれば、現状400万円程度とあるものから、430万円程度とされております。

4 基本的施策です。

人・農地プランに位置付けられた認定農業者等を中心経営体として位置付けるように促す、とされております。

また、農業委員会が遊休農地の発生防止活動、解消活動を支援するとともに、農業企業参入による農地の有効活用を誘導する、としています。

5 新規就農者数の目標です。

新規就農者については、年間5人の目標としています。現状の15人から5人への減となっております。

第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、です。

4ページをお開きください。

別表1 個別経営体が10類型とされました。

8ページ、別表2は、組織経営体が3類型となっております。

これらは、県の基本方針にある経営指標を参照して、市の農業経営の特色、認定農業者経営改善計画の認定状況を加味したものになっております。

2ページにお戻りください。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 経営目標です。

新規就農者の年間所得目標は、現状、世帯当たり265万円程度とあるものから、290万円程度とされております。

主たる従事者1人当たりの年間所得としてみれば、現状200万円程度とあるものから、220万円程度とされております。

2 新規就農者等の基本的指標

9ページをお開きください。

営農類型別の農業規模等に関する指標は、別表3のとおり、5類型、とされております。

これらも、県の基本方針にある経営指標を参照し、市の農業経営の特色、新規就農経営改善計画の認定状況を加味したものになっております。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関す

	る目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、です。 面積のシェア90%です。 こちらは、県の経営指標と同じであり、平成29年3月時の変更と同等の数字となっております。 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 農業委員会による農用地の利用調整の取組みは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱のとおりとされております。 利用権設定等促進事業の手続き等、法効果の説明の記載により、現状と変わらないため、説明は省略いたします。 以降、変更がないため、内容の記載は割愛します。 基本構想の変更点の説明は以上となります。 本日出ました意見の内容は、とりまとめて市へ答申いたします。
議長	ただいまの説明について、ご意見がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	第2の2に、新たに農業経営を営もうとする青年等、とありますが、青年等とは何歳までの年齢を指すのでしょうか。
福士係長	これは、農業次世代人材投資資金の適用を受けられる年齢を示しておりまして、満49歳までとなっております。
佐藤国雄委員	この案を見ますと、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間所得が290万円程度、主たる従事者1人当たりの年間農業所得が220万円程度とあります。50歳で、この所得では低すぎると思います。このくらいの所得で、農業で生計を立てられると思いますか。私は難しいと思うんですが。8ページに出てくる指標の農業機械も、目標の所得では、持つことはできないです。 就農して、農業で家族を養うことができるようにするといったことから、目標金額を上げるのはどうでしょうか。
中田事務局長	農業次世代人材投資資金も所得の上限がありまして、年間150万円もらえるのが、所得が高ければ75万円しかもらえないとか、返還している人もいます。
佐藤国雄委員	そういう話も聞いているので、低いのではないかと思います。頑張った分収入が上がるのに対して、歯止めをかけているような気がします。
中田事務局長	国が基準額を決めているので、確かにその額は低いです。
佐藤国雄委員	この額で生活するには無理があります。それなのに所得が上がると、補助金が減額になる。だから、年間の所得目標をもっと高くした方がいいのではな

	いかと思います。
中田事務局長	だんだん新規就農者が少なくなってきているので、国でも制度自体を見直ししているの、その辺も見極めていきたいと思います。
佐山秀夫委員	この基本構想は、県で定められた指標を参考にしているんですよね。このように決められているものではないのですか。 頑張っって働いて所得が増えれば、次世代人材投資資金の補助金か減額されるのもおかしいと思います。
佐藤国雄委員	それにしても、所得が上がれば補助金が削られるというのでは、意欲がなくなると思います。目標年間所得金額が低く設定されれば、将来に向けた農業経営を頑張らなくなると思うので、やはり、年間農業所得目標を上げるべきではないかと思ひます。
福 士 係 長	それでは、今の意見を取りまとめて、第2の2の1、経営目標につきましては、年間所得目標を上げたものとする、ということをお農業委員会の意見として回答することによろしいでしょうか。
議 長	ほかに意見はございませんか。
長内康之委員	確認なんです、農業者の所得を上げるためには、営農類型別の農業経営規模等に関する指標に載っている経営規模くらいにならないと、所得は上がってこないということですか。
福 士 係 長	この経営指標につきましては、営農類型と経営規模と生産方式がありまして、これが標準的なものとしてみられることになります。一般的な生産をあげられるようになれば、目標となる金額が出るだろうということで、指標で示されております。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	意見がないようですので、本案については先ほど出た意見を市に答申することで、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第48号については、年間所得目標についての意見の答申で決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第12回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時38分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和3年12月15日

議長 木立 康行 

議事録署名者 大平 成年 

議事録署名者 佐藤 孝久 